

京都観光おもてなしコンシェルジュ設置要綱

(目的)

第1条 市民ぐるみのおもてなしで観光客をあたたく迎えることで、京都市の観光都市としての質を高めることを目的として、京都観光おもてなしコンシェルジュ（以下「コンシェルジュ」という。）を設置する。

(役割)

第2条 前条の目的を達成するため、コンシェルジュは、観光案内等を通じたあたたくいおもてなしで観光客を迎える役割を担う。

(任命)

第3条 コンシェルジュは、京都市内の宿泊施設、観光施設、飲食店、土産物店、タクシー事業者、観光案内所等（以下、「観光関連施設」という。）において観光客と直接接する業務に従事する正規雇用職員等を対象とし、次の各号のいずれかに該当する者で本市が別途指定する研修を修了した者を市長が任命する。

(1)京都・観光文化検定試験2級以上を保持し、かつ観光関連施設での勤務年数が延べ5年以上の者

(2)公益社団法人京都市観光協会の「優良観光従事者」の表彰を受けた者

(3)京都商工会議所の「永年勤続優良従業員」又は各団体・組合からの推薦により京都商工会議所から「優良従業員」の表彰を受けた者

2 前項に定めるもののうち、TOEIC 730点以上、TOEFL iBT 80点以上、英検準1級以上、京都市認定通訳ガイド又は全国通訳案内士の資格を保持する者を京都国際観光おもてなしコンシェルジュに任命する。

(任期)

第4条 コンシェルジュの任期は1年とする。ただし、研修の受講等、別途定める条件を満たす者については、再任を妨げない。

(解任)

第5条 市長は本人からの辞退の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、コンシェルジュを解任することができる。

(1)第3条第1項に規定するコンシェルジュの対象から外れた者

(2)コンシェルジュとしてふさわしくない行為、言動がみられる者

(3)その他、市長が特に必要と認める者

(報酬)

第6条 コンシェルジュは、無報酬とする。

(英語表記)

第7条 コンシェルジュの英語表記は、Kyoto Hospitality Concierge とする。

(事務局)

第8条 コンシェルジュに関する事務は、京都市産業観光局観光 MICE 推進室が行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コンシェルジュに関し必要な事項は、観光政策監が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年7月12日から施行する。

3 この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

4 この要綱は、平成30年1月4日から施行する。